

平成27年5月11日

保護者様

京都市立桂川中学校

校長 徳地 守

地震に対する非常措置について（保存版）

本校においては、京都市において、「震度5弱以上」の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 「震度5弱以上」の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を「臨時休業」に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を「臨時休業」にします。
- ※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、校門掲示・ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

在校中に発生した場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。また、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

以上、お子たちにもその旨ご指導いただきますようお願いします。

※裏面に「台風に対する非常措置について」のお知らせも掲載しておりますので、ご一読ください。